

○東京女子医科大学の動物実験に関する基準

(平成18年12月27日制定)

1 目的

本基準は、動物実験委員会規程および動物実験倫理委員会規程に定める東京女子医科大学(以下「本学」という。)の動物実験が、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針および実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準を遵守し、併せて、「ヘルシンキ宣言」の精神を尊重して、実験動物に対する十分な倫理的配慮のもとに、動物実験が適切に計画および実施されるよう、その手順について定める。

2 適用範囲

本基準は、本学の教育および研究等におけるすべての動物実験に適用する。

3 動物取扱者に対する教育訓練の実施

実験動物を取り扱う者は、動物実験委員会が主催する講習会に出席しなければならない。なお、各教育研究班の責任者は、班員に対し教育訓練を行うものとする。ただし、学部・大学院教育における動物実習は、講習会を受講した教育担当者の指導のもとで行う。

4 実験動物を用いた教育および研究申請

(1) 各責任者は、動物実験倫理委員会に対し、実験動物の使用を最小限に止め、供試動物の適切な選択、実験方法等の十分な検討を行った実験計画を申請しなければならない。

(2) 動物実験倫理委員会は、届出を受けた実験計画書を審査し、必要があれば、計画内容の変更を含めた適切な指導を行う。なお、計画の審査は、講習会の出席を前提条件とする。

(3) 実験計画書申請者は、審査結果に異議があるときは、再審査を求めることができる。

5 研究成果の公表について

研究者は、研究が終了した時点で適切な方法により研究成果を公表するものとする。公表に際して、実施した動物実験が動物実験倫理委員会の承認を得ていることを明示する場合には、動物実験倫理委員会から証明書の交付を受けなければならない。証明書の申請は、既に審査を受けた実験計画書の写し、実験報告書および証明書交付願を動物実験倫理委員会に提出して行う。動物実験倫理委員会は、実験計画書と実験報告書を照合し、審査の上、証明書を交付する。

6 動物の検疫・検収

実験者は、実験動物の検疫・検収を実施しなければならない。これらの作業は、管理者および飼育技術者に委嘱することができる。

7 実験動物の飼育管理

(1) 実験者、実験動物の管理者および飼育技術者は、常に施設、設備の適切な維持等飼育環境の改善および給餌、給水等の飼育管理を行わなければならない。

(2) 実験者、実験動物の管理者および飼育技術者は、施設への導入時から実験終了に至る期間に、動物の状態を十分に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

8 実験の実施

実験者は、実験動物に無用な苦痛を与えないよう実験前、実験中、実験後にわたり十分な配慮を施行し、特に麻酔と鎮痛には適切な配慮を施さなければならない。また、実験動物の状態について定期的に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

9 実験終了後の処置

(1) 実験者は、実験動物を処分する際に実験動物にできる限り苦痛を与えない方法を用い、速やかに実施しなければならない。

(2) 実験動物の死の判定の際、心停止、呼吸停止、神経反射の消失等を確認した後、実験動物の死体処理を適切に行わなければならない。

(3) 実験者は、実験動物の死体処理に際して、人および他の実験動物の健康と環境を損なわないよう十分に配慮しなければならない。

附 則

1 本基準は、平成 18 年 12 月 27 日から施行する。

2 東京女子医科大学の実験動物に関する指針は、平成 18 年 12 月 27 日をもって廃止する。